（年金証書）

第六条　［略］

2　既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要が生じた場合には、新たな証書を交付するものとする。

3　年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、年金証書再交付請求書（別記様式第十三号）に亡失の理由を明らかにする資料を添えて、年金証書の再交付を法務大臣に請求することができる。

［項を削る。］

［別記様式第十二号表紙（表面・内面）　略］

別記様式第十二号裏表紙（表面）　［略］

裏表紙（内面）

注　　意　　事　　項

1　この証書は、証人等の被害についての給付に関する法律によつて傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。

2　この給付は、毎年２月、４月、６月、８月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。

3　次の場合に該当することとなつたときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を届け出てください。

⑴　氏名又は住所を変更した場合

⑵　傷病給付年金においては、その傷病等級に変更のあつた場合

⑶　障害給付年金においては、その障害等級に変更のあつた場合

⑷　遺族給付年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合

4　この給付を受ける権利は譲り渡したり、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。

5　この証書を亡失したり著しく損傷したときは、再交付を請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、新しい証書を交付しますので、必要な届出を行ってください。なお、古い証書は、廃棄してください。

6　毎年２月１日から同月末日までの間に、療養の現状、障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。

7　この年金を受ける権利を失つた場合は、この証書を廃棄してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。

⑴　傷病給付年金の場合

ア　受給権者が死亡したとき

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（年金証書）

第六条　［同上］

2　すでに交付した年金証書の記載事項を変更する必要が生じた場合には、当該証書と引換えに新たな証書を交付するものとする。

3　年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、年金証書再交付請求書（別記様式第十三号）に亡失の理由を明らかにする資料又は損傷した証書を添えて、年金証書の再交付を法務大臣に請求することができる。

4　年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、すみやかに、発見した証書を法務大臣に返納しなければならない。

5　年金たる給付を受ける権利が消滅したときは、当該給付を受けていた者又はその遺族は、すみやかに、当該給付に係る年金証書を法務大臣に返納しなければならない。

［別記様式第十二号表紙（表面・内面）　同上］

別記様式第十二号裏表紙（表面）　［同上］

裏表紙（内面）

注　　意　　事　　項

1　この証書は、証人等の被害についての給付に関する法律によつて傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。

2　この給付は、毎年２月、４月、６月、８月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。

3　次の場合に該当することとなつたときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を届け出るとともに、併せてこの証書を提出してください。

⑴　氏名又は住所を変更した場合

⑵　傷病給付年金においては、その傷病等級に変更のあつた場合

⑶　障害給付年金においては、その障害等級に変更のあつた場合

⑷　遺族給付年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合

4　この給付を受ける権利は譲り渡したり、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除いて担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。

5　この証書を亡失したり著しく損傷したときは、再交付を請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。

6　毎年２月１日から同月末日までの間に、療養の現状、障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。

7　この年金を受ける権利を失つた場合は、この証書を返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。

⑴　傷病給付年金の場合

ア　受給権者が死亡したとき